

かみのやま

No.94 かみのやま 社協だより

平成26年5月15日 発行



認知症についての講座（山元地区公民館）

支え合いのまち上山をめざして ～地域を支える担い手づくり～

地域住民が日常の暮らしの中で、共に支え合う体制づくりを目的として、生活・介護支援センター養成講座を開催しました！

■ 表紙(生活・介護支援センター養成講座)…1
■ 会長のあいさつ・平成26年度収支予算…2
■ 平成26年度の主な事業…3
■ 福祉協力員の活動、各種助成金について…4
■ 福祉サービス利用援助事業、 生活福祉資金のご案内…5
■ 心あたたまる社協の介護サービス…6
■ 地域包括支援センターコーナー…7
■ お知らせ、あったかい心…8

社会福祉法人
上山市社会福祉協議会

〒999-3135 上山市南町4番5-12号

☎023-695-5095

e-mail : ka-syakyo@ic-net.or.jp

ホームページ:

<http://care-net.biz/06/kaminoyama/>

みんなでつくる 支え合いのまち上山

吹き渡る風が青葉の香りを運んで来る季節となりました。皆様には、福祉のまちづくりにご理解とご協力をいただき心より感謝申し上げます。

地域社会において少子・高齢化が進展する中、家庭内の見守り機能や地域の共助力が低下し、生活維持困難、経済的困窮、虐待、引きこもりなど様々な生活問題が深刻化しています。

こうした状況を踏まえ、上山市社会福祉協議会は誰もが安心して暮らせる「支え合いのまち上山」の実現を目指し、市民の皆様や関係機関の力添えをいただきながら、高齢者福祉をはじめ障がい者福祉、日常生活自立支援事業生きがい対策事業、在宅介護サービスの提供など多種多様な福祉活動を開拓しています。

お陰様をもちまして、地域が主体となつた様々な福祉活動の実施や集中豪雨に伴う断水への対応更には災害時要援護者支援制度の取り組み等を通じて、福祉のまちづくりの機運が広がっています。

一方、国は団塊世代の75歳到達時代を視野に置いて、介護保険制度の改正をはじめ生活困窮者自立支援対策の新たな施策、子ども・子育て支援新制度の設置、障害者総合支援法改正等、諸制度の改革を進めています。

本協議会では、福祉、医療、介護、社会保障制度などの一連の改革を見据えながら、地域の福祉ニーズの把握と関係者間の情報共有に努めるとともに、将来の改革に対応する地域福祉推進システムの整備を大変重要な課題と捉え、取り組みを進めてまいります。今後とも、市民、関係機関、行政と連携しながら、多岐多様化する福祉ニーズに応え、誰もが安心して暮らせる地域づくりに努めてまいりますので、皆様のご理解ご協力をよろしくお願い申しあげます。

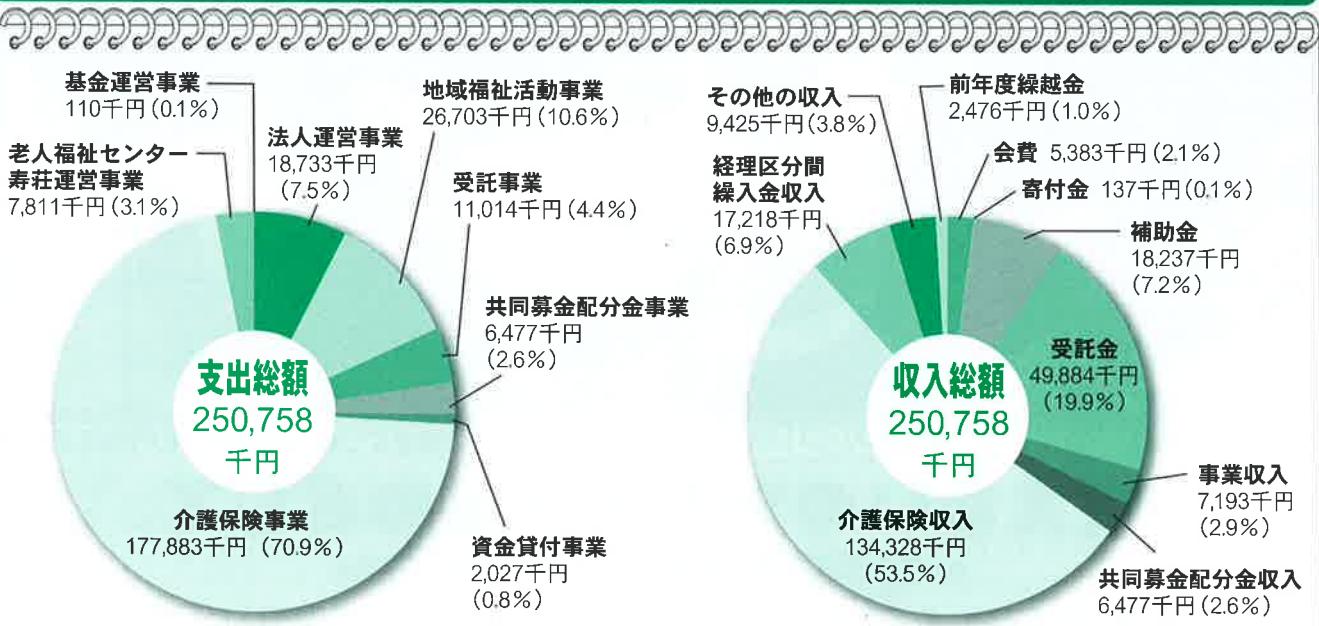
上山市社会福祉協議会

会長 横戸 長兵衛



平成26年度 収支予算

収支予算額 250,758,000円(前年度対比で4.6%増)



市民の皆さんから毎年ご負担、ご協力いただいている会費や募金は、次のように活用されます。

社協会費（一世帯500円以上）・賛助会費（一口1,000円以上）

市民主体の地域福祉活動や福祉のまちづくりの財源として活用されます。
(地区福祉連絡会の活動、ふれあい・いきいきサロンなど)



赤い羽根共同募金（一世帯400円以上）

県内の福祉施設等への支援のほか、市内で幅広く福祉活動を推進するための貴重な財源となっています。

歳末たすけあい募金運動（一世帯250円以上）

市民の皆様のまごころとして、市内の各世帯で明るい新年を迎えるよう、支援が必要な世帯や福祉施設への援助金として活用されます。

平成26年度の主な事業

1. 小地域福祉活動の推進

- (1) 地区福祉連絡会の活性化（福祉隣組・福祉協力員の設置）
- (2) 地域福祉懇談会の開催
- (3) ふれあい・いきいきサロンづくりの促進
- (4) 地域が取り組む福祉のまちづくり事業の推進
- (5) 児童遊園遊具の整備助成

2. ボランティア活動の推進

- (1) 市民福祉活動支援センター“ふれあい”の機能充実
- (2) ボランティアの相談、育成、支援
- (3) ボランティア関係団体・NPO法人とのネットワーク構築と連携
- (4) ボランティアフェスタの開催
- (5) ふれあい福祉活動応援事業の実施

3. 福祉団体等との連携

- (1) 民生委員・児童委員との連携
- (2) 福祉団体との連携

4. 災害時の支援体制の充実

- (1) 災害ボランティアの育成・支援
- (2) 災害ボランティアセンター設置運営・研修
- (3) 災害時要援護者支援制度との連携

5. 福祉学習の推進

- (1) 市内の各学校と連携した福祉体験事業の実施
- (2) 中・高校生介護等体験事業の実施
- (3) 生涯学習と連携した福祉学習の推進

6. 広報・啓発活動の推進

- (1) 広報紙の充実による地域福祉活動の情報提供（社協広報紙「ふれあい」、ボランティア広報紙「ときめき」）
- (2) ホームページの充実によるタイムリーな情報提供
- (3) 上山市福祉大会等における啓発活動の推進

7. いきがいづくりの推進

- (1) 家族介護者交流激励支援事業の実施
- (2) 温泉デイサービスの開催（年間50回）
- (3) お元気温泉デイサービスの開催（年間30回）
- (4) ふれあい食事サービス事業の実施
- (5) 一人暮らし高齢者ふれあい青空教室の開催
- (6) まちなかサロンづくりの促進
- (7) 福祉バスの運行
- (8) 老人福祉センター寿荘の運営（公衆浴場併設）

8. 生活支援の充実

- (1) ふれあい相談事業による相談窓口、情報提供（毎週木曜日開催、うち第1木曜日は無料法律相談）
- (2) 生活福祉資金の貸付
- (3) 善意銀行の貸付
- (4) 福祉サービス利用援助事業による日常的な金銭管理等支援

9. 在宅介護サービスの推進

- (1) 訪問介護事業
(ホームヘルパーによる介護サービス)
- (2) 訪問入浴介護事業
(移動入浴車による入浴介護)
- (3) 居宅介護支援事業
(介護サービス利用の為のケアプラン作成)
- (4) 通所介護事業
(デイサービスはやまでの介護サービス)

10. 地域包括支援センターの運営

- (1) 介護予防事業等の推進
- (2) 高齢者の総合相談窓口
- (3) 中学校学区を単位とした、地域包括支援ネットワークづくりの推進

11. 社会福祉協議会の基盤整備

- (1) 組織体制の整備による社協の健全な運営の推進
- (2) 介護事業の安定的運営、福祉活動支援のための財政基盤強化
- (3) 共同募金運動の推進（一般募金10月1日～12月31日、歳末たすけあい募金12月1日～31日）
- (4) 第2次地域福祉活動計画の推進と進行管理
- (5) 新会計基準に対応した会計システムの整備



市内に広がっています! 福祉協力員の活動

~共に支え合う地域づくりをめざして~



高齢化、核家族化、過疎化など社会が大きく変化する中で、地域の支え合い機能の低下等により、だれもが住み慣れた地域で安心して生活を続けることが難しい状況が広がっており、地区会や隣組での協力や助け合いが不可欠です。

社協では市内の全地区に地区福祉連絡会の設置をお願いし、その中で福祉協力員の活動を推進していただいています。

福祉協力員とは

福祉協力員は主に隣組長や地区の役員等で構成されています。隣近所が顔のみえる関係づくりや、隣組単位で助け合っていく活動を実施しています。また、民生委員・児童委員、地区会長、地区的役員や関係団体など近隣の支援者と連携をとり、役割を分担しながら、地域での生活が続けられるようお手伝いを行います。

主な活動の内容

- ・福祉ネットワーク対象者宅や必要である世帯に対しての安否確認の活動。市報配布時に隣組内の全世帯への声掛け、配布物の手渡し活動。隣組内に対しての見守り活動。緊急時の援護体制の強化活動。
- ・地区会長、民生委員・児童委員に対してのスムーズな連絡活動。

市内各地区での活動

〈栄町地区〉

地区役員と隣組長(合計25名)を福祉協力員とし、市報等の配布時に見守りと声掛けを行うように依頼しました。また、居住者名簿・防災に備えての「栄町きずなマップの作成」への協力や敬老の日に合わせて高齢者へ贈る品物にお祝いの文書を添えて、該当者に直接手渡しをお願いしました。

〈狸森地区〉

地区役員、隣組長、消防団代表、民生委員・児童委員と連絡を取り合い、高齢者の見守り、声掛けを行っています。大雨や大雪時には、特に訪問活動を多く行っています。

市民の自主的な福祉活動を応援します

ふれあい・いきいきサロン推進事業助成金

=ふれあい・いきいきサロン活動を地域で始めてみませんか?=

[内 容] サロンに必要な経費の一部を補助

[助成額] 1か所につき15,000円

[対 象] ①活動内容が地域での孤立・閉じこもりの防止、健康・生きがいづくり、地域住民との交流や仲間づくり等を目的としていること。

②参加者は、高齢者、障がい者、子育て中の親など、地域住民のだれもが参加できるもの。

③実施回数が、年6回以上。定期的に開催されるもの。

④活動単位は概ね5人以上が見込めるもの。

[申請時期] 6月5日(木)より受付開始



三上地区

平成26年度 ふれあい福祉活動応援事業助成団体

[対象となる団体] 活動の拠点が上山市内にあって、上山市民を対象に継続的事業を行う福祉団体。

[助成対象事業] ①地域福祉又は在宅福祉の普及向上に関する事業

②高齢者の生活支援、健康づくり又は生きがいづくりに関する事業

③障がい者の自立支援及び社会参加の促進に関する事業

④子育ての支援に関する事業

⑤ボランティア活動の活性化に関する事業

[助成金額] 助成率は、事業費の3分の2以下とし、1団体10万円を上限とします。

[対象経費] 活動事業を行うのに直接要する費用です。

(ただし、人件費、打合せ会や反省会等の食料費、団体の経常的な運営費は除く)

[募集期間] 平成26年6月5日(木)～平成26年7月7日(月)



童謡愛好会野の花(平成25年度助成団体)

*助成金交付要綱及び申請書等は、社協にあります。

地域での生活を支援します！

福祉サービス利用援助事業

「福祉サービスの利用ってどうするの?」「お金の管理が大変になってきた…」そういった不安を抱えた方へ各種サービスの利用手続や金銭管理のお手伝いをする事業です。

■利用できる方

高齢の方や障がいのある方で、判断能力の低下により、一人でのサービスの利用や金銭管理に不安がある方。

■利用できること

①福祉サービスの利用のお手伝い

福祉サービスの利用に関する事務手続きや利用料の支払う手続きなど行います。

②日常的金銭の出し入れのお手伝い

公共料金や日用品等を支払う手続きをします。

③大切な書類等の預かり

預貯金通帳、年金証書、印鑑、権利書などを金庫にて保管します。

■利用できないこと

・掃除、洗濯、買い物などの介護等

・施設への入所契約や治療、入院の契約

●利用の流れ●

相談の受付

お困りのことについて社協にご相談ください。

訪問・面談

自宅などを必要に応じて何度か訪問し、お話を伺います。

支援計画の作成・契約

どのようなお手伝いをするか、具体的に支援計画を作成し、契約書を取り交わします。

利用開始

支援計画に沿って訪問し、サービスを行います。

無料

有料

■利用料

1回あたり、1,500円(1時間程度)

☆実際のサービス提供は、生活支援員が行っています。

生活支援員の募集もしていますので、詳しくはお問い合わせください。

生活福祉資金のご案内

【生活福祉資金について】

この資金は、他の貸付制度が利用できない低所得世帯の方や障がい者世帯の方の経済的自立と安定を目指し、生活支援を基に無利子又は低利子での貸付を行う制度です。

【生活福祉資金の種類】

◆総合支援資金◆

失業者等の生活立て直しのために継続的な相談支援及び一時的な資金の貸付を行います。

◆福祉資金◆

日常生活を送る上で一時的に資金が必要となったことに対し、相談支援に基づき貸付を行います。

◆教育支援資金◆

学生本人が借受人、親権者(生計中心者)が連帯借受人となり、相談支援及び就学に必要な経費の貸付を行います。

◆不動産担保型生活資金◆

高齢者夫婦世帯を対象に、相談支援及び持家と土地を担保とした生活資金の貸付を行います。

【生活福祉資金の貸付相談について】

貸付の相談にあたっては、お住まいの地区を担当する民生委員に同席いただいた上で、主に次の点についてご相談をさせていただきます。

- ・貸付を受けたい状況になった経緯をお聴きします。
- ・ご家族の構成や家計の状況等についてお聴きします。
- ・貸付以外の方法で課題解決できないか検討します。
- ・他の助成制度、貸付制度を活用できないか検討します。
- ・貸付によって家計が再建され、その後計画的な償還が可能か確認します。

◎福祉サービス利用援助事業、生活福祉資金については、お気軽にご相談ください。

〈問合せ先〉
社会福祉協議会 TEL:695-5095

～介護に関するお悩み解決します～

居宅介護支援

☎673-2820



介護支援専門員（ケアマネジャー）が公正・中立な立場で適切な居宅サービス計画（ケアプラン）を作成します。

～365日、必要な時に、
必要なサービスを提供します～

訪問介護

☎677-1570

高齢の方も、障がいのある方も在宅で自分らしく笑顔で暮らせるよう、ホームヘルパーが身体介護や生活援助等のお手伝いをします。



心あたたまる社協の介護サービス

～安全で快適な
ご自宅での入浴をお手伝いします～

訪問入浴介護

☎677-1570

ご自宅のお風呂で入浴できない方に、訪問入浴車でお伺いして、お部屋での入浴をお手伝いします。

看護師による体調確認を行い、安全かつご本人の状態に適した方法で入浴いただきます。



～天然温泉に入って、
ゆったりした1日を～

通所介護(デイサービスはやま)

☎673-3725

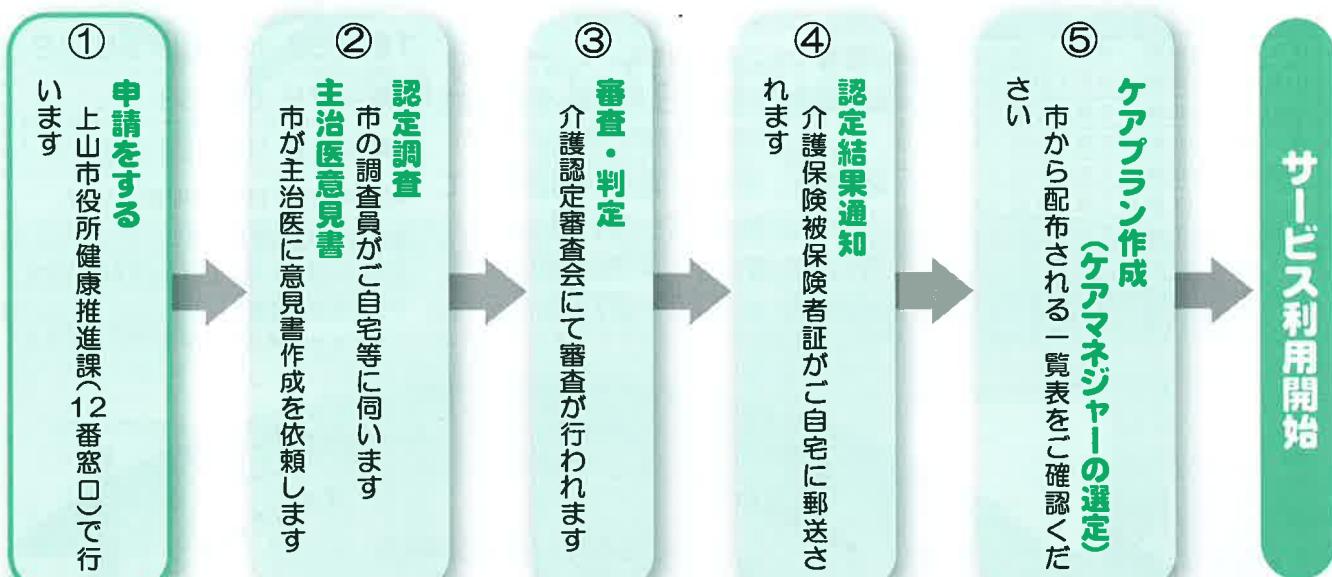
少人数(定員10名)でアットホームな雰囲気の中、1日をゆったり楽しく過ごしていただけます。



※介護保険のサービスの利用については、市役所で介護認定を受けた方が対象となります。

地域包括支援センターコーナー

市民の方から当センターに「デイサービスやホームヘルパーなどのサービスを利用するには、どうすればいいの?」という相談を多く受けています。そこで、今回は「介護保険制度によるサービス利用までの流れ」をご説明します。



まずはここから!

申請については
地域包括支援センター
もお手伝いできます

その他、地域包括支援センターでは、以下のような相談が
市民より多数寄せられています。

- ・認知症に関すること
- ・福祉用具利用や住宅改修利用に関すること
- ・成年後見制度利用に関すること
- ・虐待に関すること

『どうしよう?』と
1人で悩んでいない
で、まずはお電話
ください



～認知症になっても安心して暮らせる地域を目指して～

『認知症』は誰にでもなる可能性がある、脳の病気です。
あなたやあなたの家族が認知症になる可能性も、決して低くはありません。

当センターでは、認知症になっても安心して暮らせるまちになることを願い、ご希望のあった地区や企業・団体に講師を派遣し『認知症サポーター』の養成講座を行っております。講座の開催内容は次のとおりです。

- 内容：認知症の症状・予防・接するときの心構えなど
 - 対象：概ね10人以上のグループ
 - 時間：60～90分
 - 費用：無料
- ★講座を修了した方に、サポーターの証としてオレンジリングをお渡しします。
- ★自分のこととして認知症について考えてみませんか？
ぜひ、お気軽にご相談ください！

『認知症サポーター』とは、
何か特別なことをするのではなく、
認知症の人と家族を見守り支える
“応援者”です。



認知症を支援する
オレンジリング



地域包括支援センターは市役所1階の福祉事務所に向かいにあります。☎ 673-6055 (直通兼FAX)
☎ 672-1111 (内線144,148)

